

福島県大気汚染緊急時対策要綱

(目的)

第1 この要綱は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下、「法」という。）第23条に規定する大気汚染に係る緊急時の措置のうち、オキシダント及び硫黄酸化物に係る措置等に関して、必要な事項を定める。

(測定)

第2 オキシダント、硫黄酸化物、その他関連する大気汚染物質及び気象の測定を行う大気常時監視測定局は、別表第1のとおりとする。

(情報の収集)

第3 県は、緊急時の措置に関し、大気汚染物質の測定値、気象その他必要な情報を、福島市、郡山市、いわき市、福島地方気象台、隣接県等から収集する。

(緊急時の区分並びに発令及び解除の基準)

第4 緊急時の区分は次のとおりとする。

また、その発令及び解除の基準は別表第2のとおりとする。

(1) 光化学スモッグの発令区分

- ア 光化学スモッグ予報
- イ 光化学スモッグ注意報
- ウ 光化学スモッグ警報
- エ 光化学スモッグ重大警報

(2) 硫黄酸化物の発令区分

- ア 硫黄酸化物予報
- イ 硫黄酸化物注意報
- ウ 硫黄酸化物警報
- エ 硫黄酸化物重大警報

(緊急時の発令機関、措置機関及び発令地域)

第5 緊急時の発令機関、措置機関及び発令地域は、別表第3のとおりとする。

発令機関、措置機関は第6に定める措置及び法第23条に基づく第7に定める措置を取るものとする。

(予報発令時の措置)

第6 予報を発令した場合は、別表第4の連絡系統図により関係機関等に通報する。

また、解除したときも同様に通報する。

2 通報を受けた関係機関等は、注意報の発令に備え、所要の準備措置を講ずる。

(注意報、警報又は重大警報発令時の措置)

第7 注意報、警報又は重大警報を発令した場合は、別表第5-1、5-2、5-3、5-4の連絡系統図により関係機関等に通報するとともに、別表第6-1のテレビ局及びラジオ局に対しては、別表第6-2により放送を依頼する。

また、解除したときも同様とする。

- 2 緊急時の措置機関は、一般住民に周知するため警察、消防、市町村及び関係機関の協力の下に、広報車、防災無線等による広報を行う。

また、解除したときも同様とする。

- 3 緊急時の措置機関は、大気汚染の悪化を防止するため、発令地域及びその周辺に所在する工場・事業場に対し、別表第7により燃料使用量削減等の協力要請等を行う。
- 4 関係機関等は、被害の発生又はその拡大を防止するため、それぞれ別表第8により所要の措置を講ずる。

(緊急時の協力工場・事業場等)

- 第8 第7の3に定める緊急時の協力要請等の対象は、ばい煙発生施設の定格能力（予備、非常用、休止を除く。）の排出ガス量（湿り）の合計が $1\text{万m}^3\text{N/h}$ 以上の工場・事業場及び大気汚染防止法第2条第5項に定める揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）排出施設を有する工場とし、緊急時の措置機関は、あらかじめ別紙様式1により緊急時の措置の実施計画書の提出を求めるものとする。

なお、中核市である福島市・郡山市・いわき市においては、市を経由して提出を求めるものとする。

ただし、硫黄酸化物に係る緊急時の措置については、ばい煙（硫黄酸化物）排出量の合計が $10\text{m}^3\text{N/h}$ 以上の工場・事業場に限るものとする。

工場・事業場は排出ガス量の変更や施設の廃止等で緊急時の協力工場・事業場の対象外となった場合は、措置機関にその旨を届出るものとする。措置機関は届出があった場合は、発令機関に報告する。

(被害発生状況の把握)

- 第9 各関係機関は、健康被害及び植物被害が発生したときは、別表第9により被害状況の情報を収集し、健康被害調査票（別紙様式2-1又は2-2）、植物被害等調査票（別紙様式3）により報告するものとする。

(福島市内、郡山市内及びいわき市内における措置等)

- 第10 福島市内、郡山市内及びいわき市内及びに立地する工場・事業場への緊急時の通報、協力要請、命令等の措置については、福島市、郡山市及びいわき市の協力の下に3市を経由して行うこととする。

なお、第4に定める予報については、いわき市が別に定めた要綱により行う予報等の措置を妨げるものではない。

(連絡会等)

- 第11 本要綱の実施に関し、別表第10-1に掲げる関係機関等の連絡会を開催する。

なお、光化学スモッグによる被害発生を防止するため、関係機関等は、別表第10-2により事前対策に努めるものとする。

(その他)

- 第12 本要綱の実施に関して、対象地域ごとに必要な細目は緊急時の措置機関が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 11 月 24 日から実施する。
- 2 福島県光化学スモッグ暫定対策要綱(昭和 47 年 8 月 23 日決定)、福島県光化学スモッグ暫定対策実施要領(環境指導課関係)(昭和 47 年 7 月 20 日決定)及びいわき地区大気汚染緊急時措置要綱(平成 11 年 3 月 15 日決定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 15 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 21 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 23 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 22 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 17 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 17 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 22 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 12 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表第1 大気常時監視測定局

令和8年4月1日現在

市町村	測定局名	設置場所	オキシダント	硫黄酸化物
福島市	南町	市立福島第一中学校	○	○
	森合	市立森合小学校	○	○
	古川	市立福島第三中学校	○	
二本松市	二本松	福島県二本松合同庁舎	○	
郡山市	芳賀	芳賀地域公民館	○	○
	堤下	市立橋小学校	○	○
	日和田	市立日和田小学校	○	
	安積	桧ノ下公園	○	
須賀川市	須賀川	須賀川市役所の南	○	○
矢吹町	矢吹	矢吹町役場	○	
白河市	白河	県立白河旭高等学校脇	○	○
棚倉町	棚倉	棚倉森林管理署裏	○	
会津若松市	会津若松	県立葵高等学校	○	○
喜多方市	喜多方	県立喜多方高等学校	○	
南会津町	南会津	県職員天道沢公舎	○	
新地町	新地	町立尚英中学校敷地脇	○	○
相馬市	相馬	高池前公園	○	○
南相馬市	原町	仲町児童センター	○	○
南相馬市	小高	旧東町児童公園	○	
双葉町	双葉	旧町立双葉南小学校	○	
富岡町	富岡	旧町立富岡第二中学校	○	
檜葉町	檜葉	旧町立檜葉南小学校	○	○
広野町	広野	町立広野小学校	○	○

市町村	測定局名	設置場所	オキシダント	硫黄酸化物
いわき市	四倉	市立大浦小学校	○	
	揚土	市立平第一小学校	○	○
	常磐	市立湯本第一小学校	○	
	中央台	走熊公園	○	
	大原	いわき市環境監視センター	○	○
	金山	金山公園	○	
	中原	小名浜字中原 市有地		○
	花ノ井	錦町鬼越下私有地	○	○
計			30	16

別表第2 緊急時の発令及び解除の基準

1 光化学スモッグ

区 分	発令基準	解除基準
予報	オキシダント濃度が0.1ppm（1時間値以下同じ。）以上になり、かつ、上昇傾向にあるとき。	オキシダント濃度が0.1ppm未満になり、かつ、悪化するおそれがないと認められるとき。又は注意報が解除されたとき。
注意報	オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、かつ、気象条件からみてこの状態が継続すると認められるとき。	オキシダント濃度が0.12ppm未満になり、かつ、悪化するおそれがないと認められるとき。
警報	オキシダント濃度が0.24ppm以上になり、かつ、気象条件からみてこの状態が継続すると認められるとき。	オキシダント濃度が0.24ppm未満になり、かつ、悪化するおそれがないと認められるとき。
重大警報	オキシダント濃度が0.4ppm以上になり、かつ、気象条件からみてこの状態が継続すると認められるとき。	オキシダント濃度が0.4ppm未満になり、かつ、悪化するおそれがないと認められるとき。

(注) 光化学スモッグ緊急時の発令期間は原則として毎年4月から9月までの間とし、オキシダントに係る旧環境基準の評価の適用時間外(午後8時～午前5時までの間)の発令及び、発令の継続は行わない。

2 硫黄酸化物

区 分	発令基準	解除基準
予報	硫黄酸化物濃度が次のいずれかになり、かつ、上昇傾向にあるとき。 ①0.1ppm（1時間値、以下同じ。）以上の状態が3時間継続 ②0.2ppm以上になったとき	硫黄酸化物濃度が0.1ppm未満になり、かつ、悪化するおそれがないと認められるとき。又は注意報が解除されたとき。
注意報	硫黄酸化物濃度が次のいずれかになり、かつ、気象条件からみてこの状態が継続すると認められるとき。 ①0.2ppm以上の状態が3時間継続 ②0.3ppm以上の状態が2時間継続 ③0.5ppm以上になったとき ④1時間値の48時間平均値が0.15ppm以上になったとき	硫黄酸化物濃度が左記の基準を下回り、かつ、悪化するおそれがないと認められるとき。
警報	硫黄酸化物濃度が次のいずれかになり、かつ、気象条件からみてこの状態が継続すると認められるとき。 ①0.5ppm以上の状態が2時間継続 ②0.7ppm以上になったとき	硫黄酸化物濃度が左記の基準を下回り、かつ、悪化するおそれがないと認められるとき。
重大警報	硫黄酸化物濃度が次のいずれかになり、かつ、気象条件からみてこの状態が継続すると認められるとき。 ①0.5ppm以上の状態が3時間継続 ②0.7ppm以上の状態が2時間継続	硫黄酸化物濃度が左記の基準を下回り、かつ、悪化するおそれがないと認められるとき。

別表第3 緊急時の発令機関、措置機関及び発令地域

1 光化学スモッグ

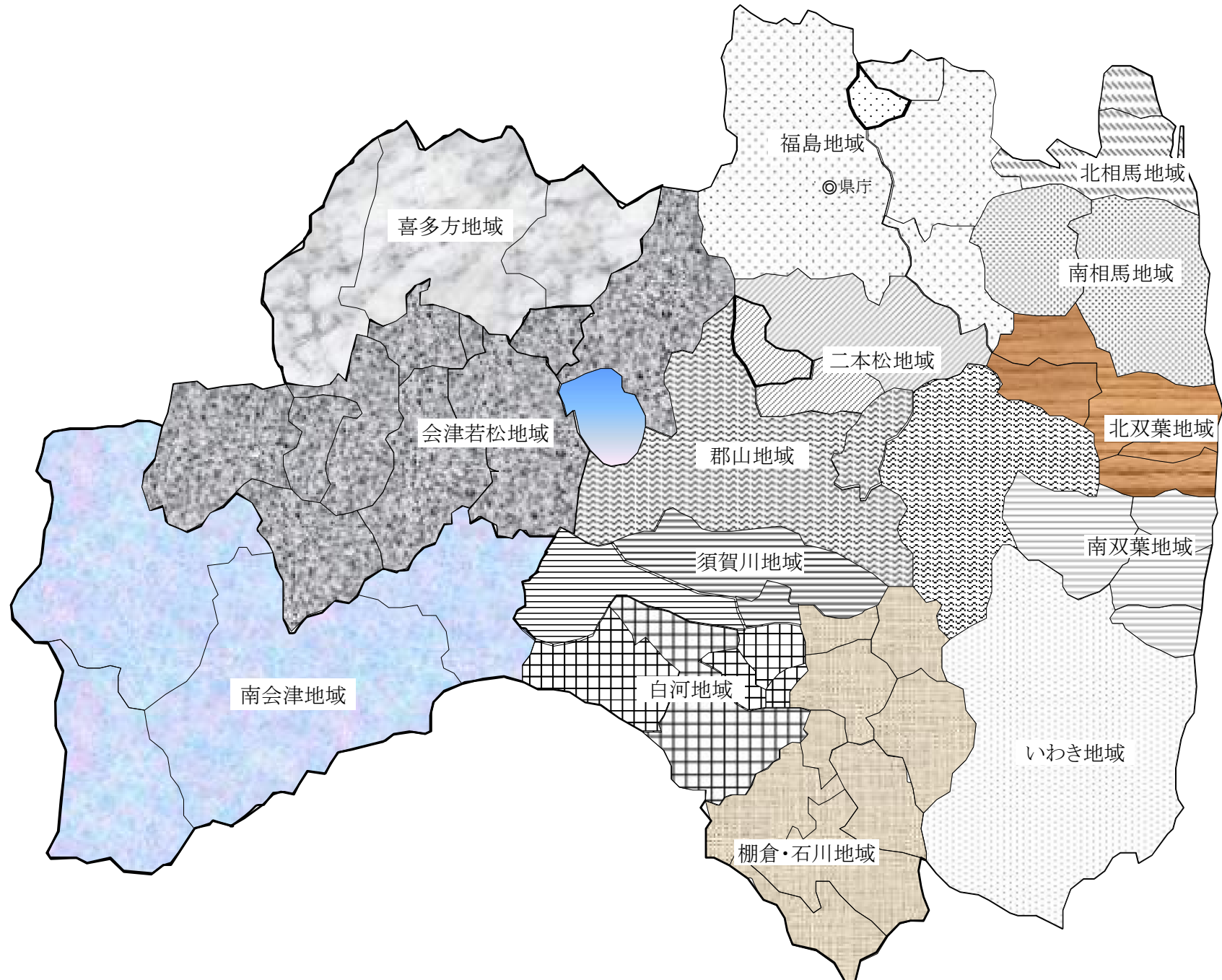
発令機関	措置機関	発令地域	発令地域の範囲
生活環境部 水・大気環境課	県北地方振興局	福島	福島市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町
		二本松	二本松市、本宮市、大玉村
	県中地方振興局	郡山	郡山市、田村市、三春町、小野町
		須賀川	須賀川市、鏡石町、天栄村、玉川村
	県南地方振興局 (県中地方振興局) ※	白河	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町
		棚倉・石川	棚倉町、矢祭町、埜町、鮫川村、石川町、浅川町、古殿町、平田村
	会津地方振興局	会津若松	会津若松市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町
		喜多方	喜多方市、北塩原村、西会津町
	南会津地方振興局	南会津	下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町
	相双地方振興局	北相馬	相馬市、新地町
		南相馬	南相馬市、飯館村
		北双葉	大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
		南双葉	広野町、檜葉町、富岡町、川内村
生活環境部水・大気環境課	いわき	いわき市	

※石川町、浅川町、古殿町及び平田村については、県中地方振興局が緊急時の対応を行うこととする。

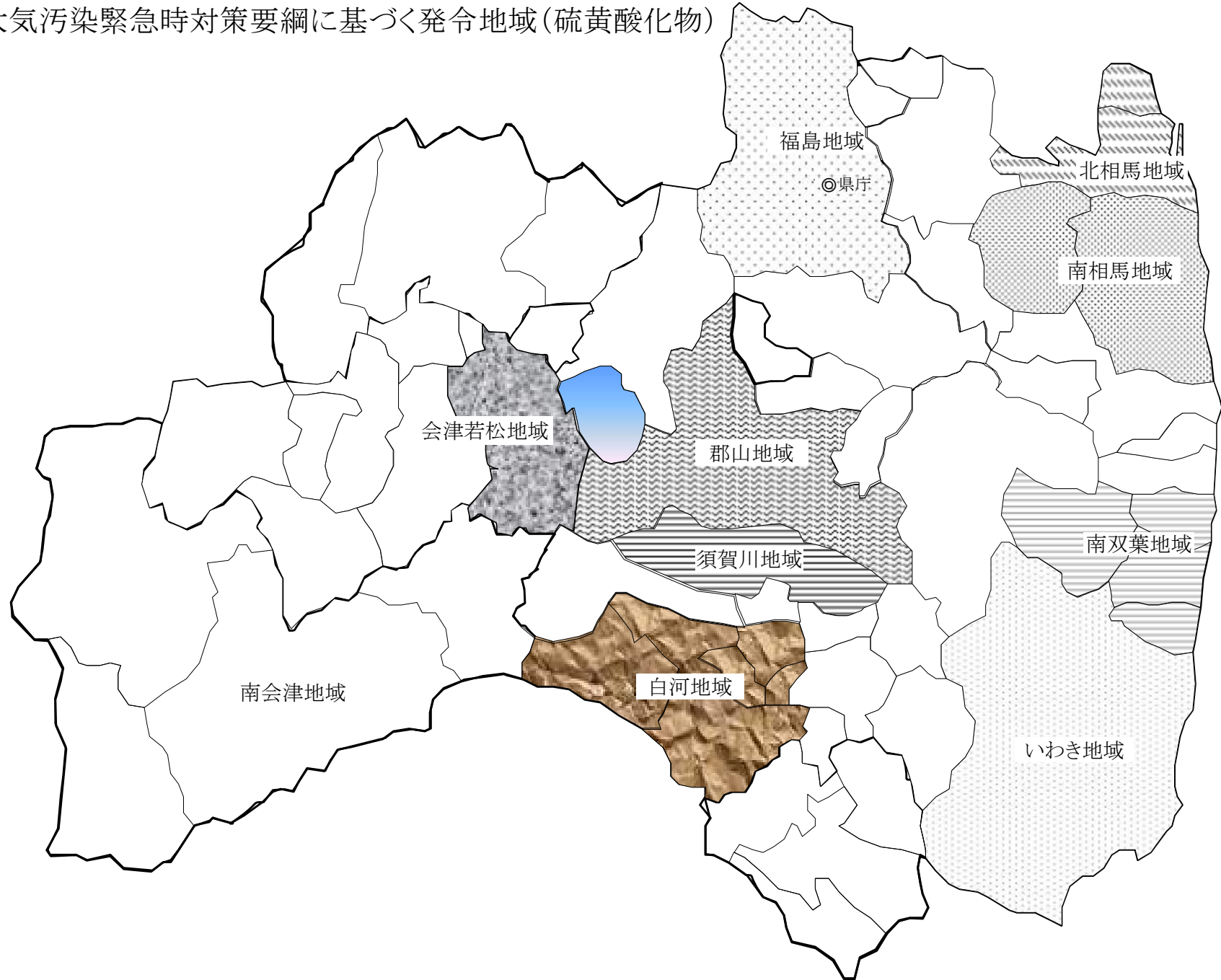
2 硫黄酸化物

発令機関	措置機関	発令地域	発令地域の範囲
生活環境部 水・大気環境課	生活環境部水・大気環境課	福島	福島市
	生活環境部水・大気環境課	郡山	郡山市
	県中地方振興局	須賀川	須賀川市
	県南地方振興局	白河	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町
	会津地方振興局	会津若松	会津若松市
	相双地方振興局	北相馬	相馬市、新地町
		南相馬	南相馬市、飯館村
		南双葉	広野町、檜葉町、富岡町、川内村
生活環境部水・大気環境課	いわき	いわき市	

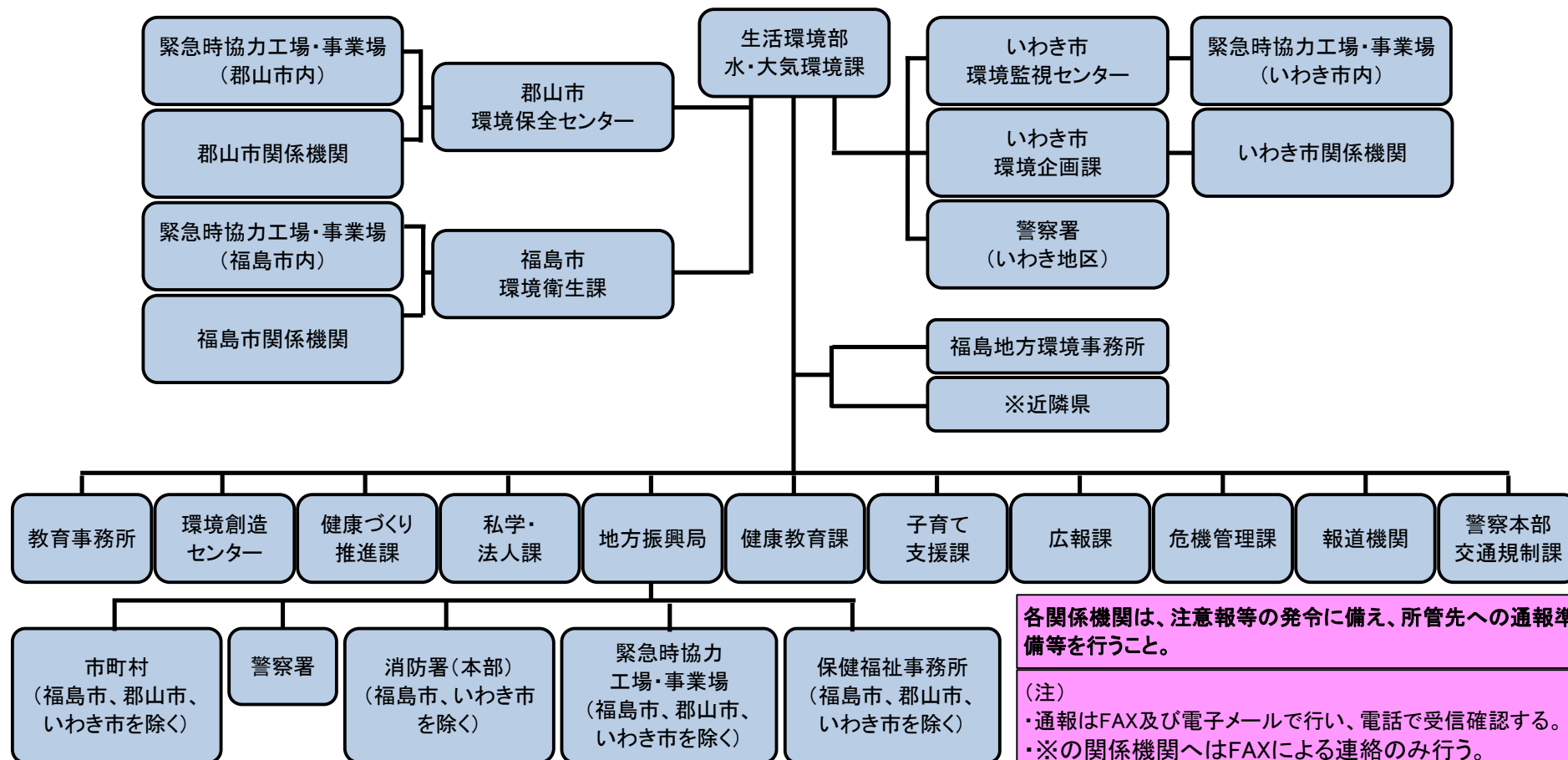
福島県大気汚染緊急時対策要綱に基づく発令地域(光化学スモッグ)



福島県大気汚染緊急時対策要綱に基づく発令地域(硫黄酸化物)



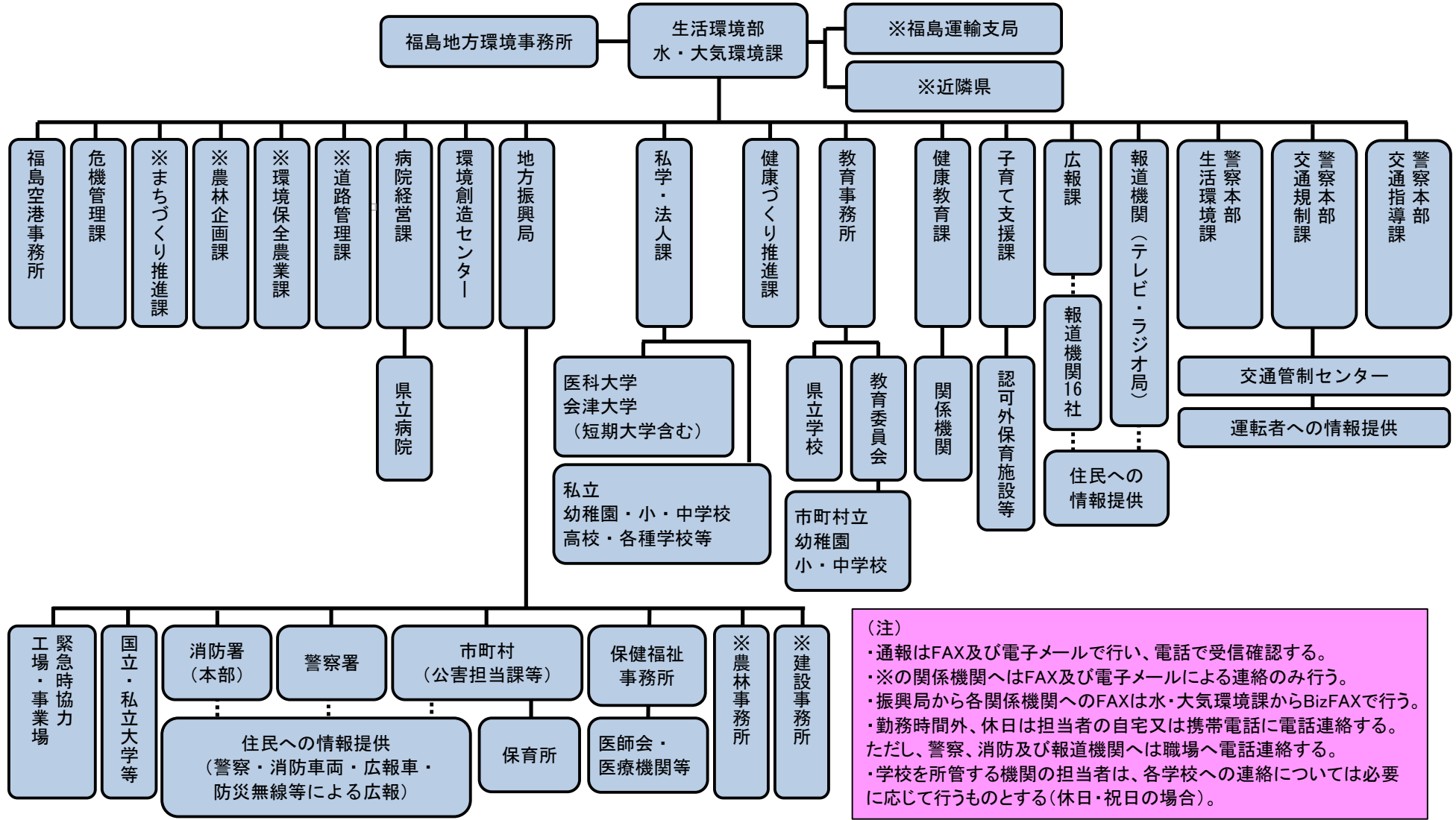
別表第4 予報発令時の連絡系統図



各関係機関は、注意報等の発令に備え、所管先への通報準備等を行うこと。

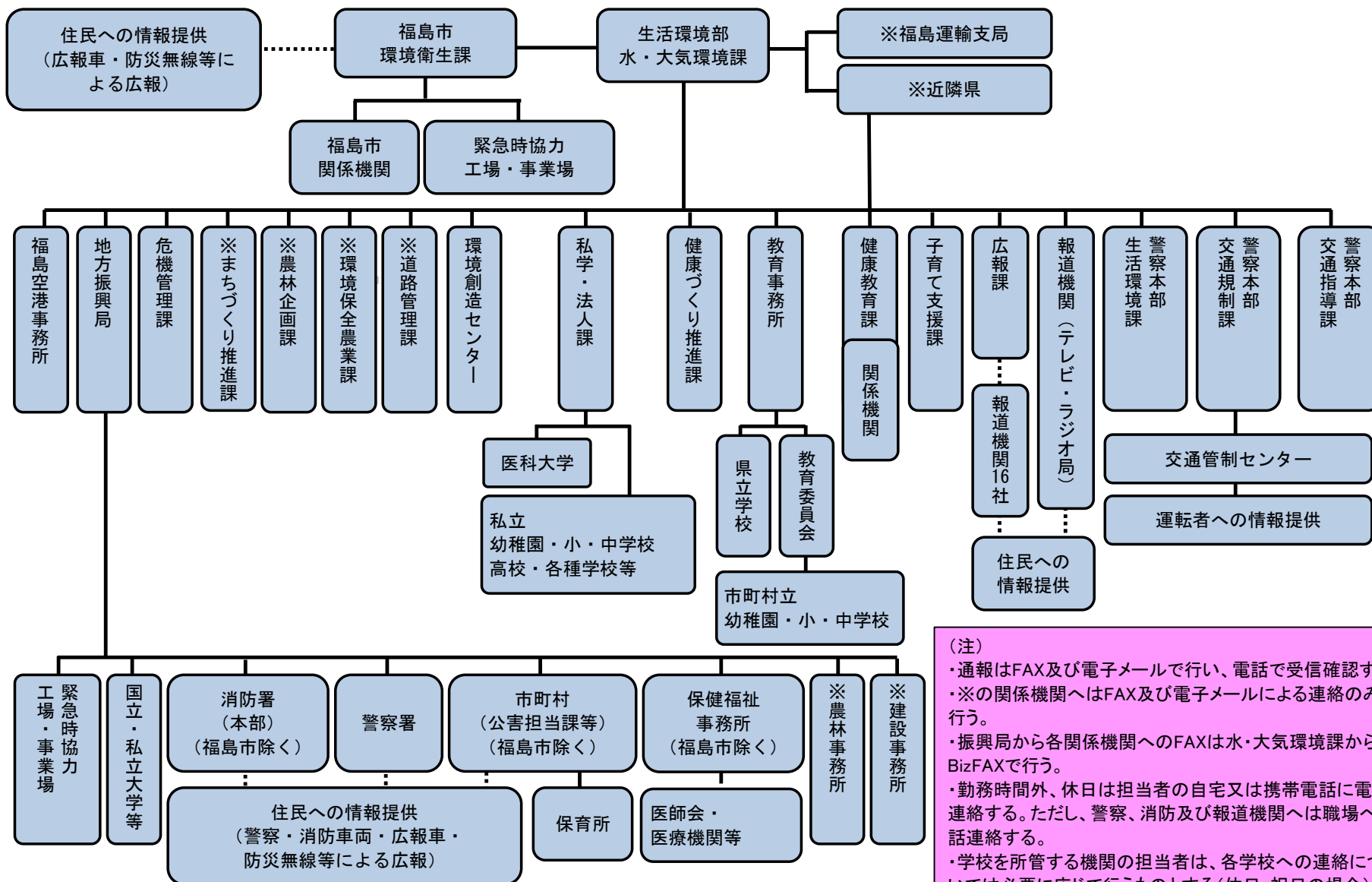
(注)
 ・通報はFAX及び電子メールで行い、電話で受信確認する。
 ・※の関係機関へはFAXによる連絡のみ行う。
 ・地方振興局から各関係機関へのFAXは水・大気環境課からBizFAXで行う。
 ・勤務時間外、休日は担当者の自宅又は携帯電話に電話連絡する。ただし、警察、消防及び報道機関へは職場へ電話連絡する。

別表第5-1 注意報、警報、又は重大警報発令時の連絡系統図(福島、郡山、いわき地域以外)



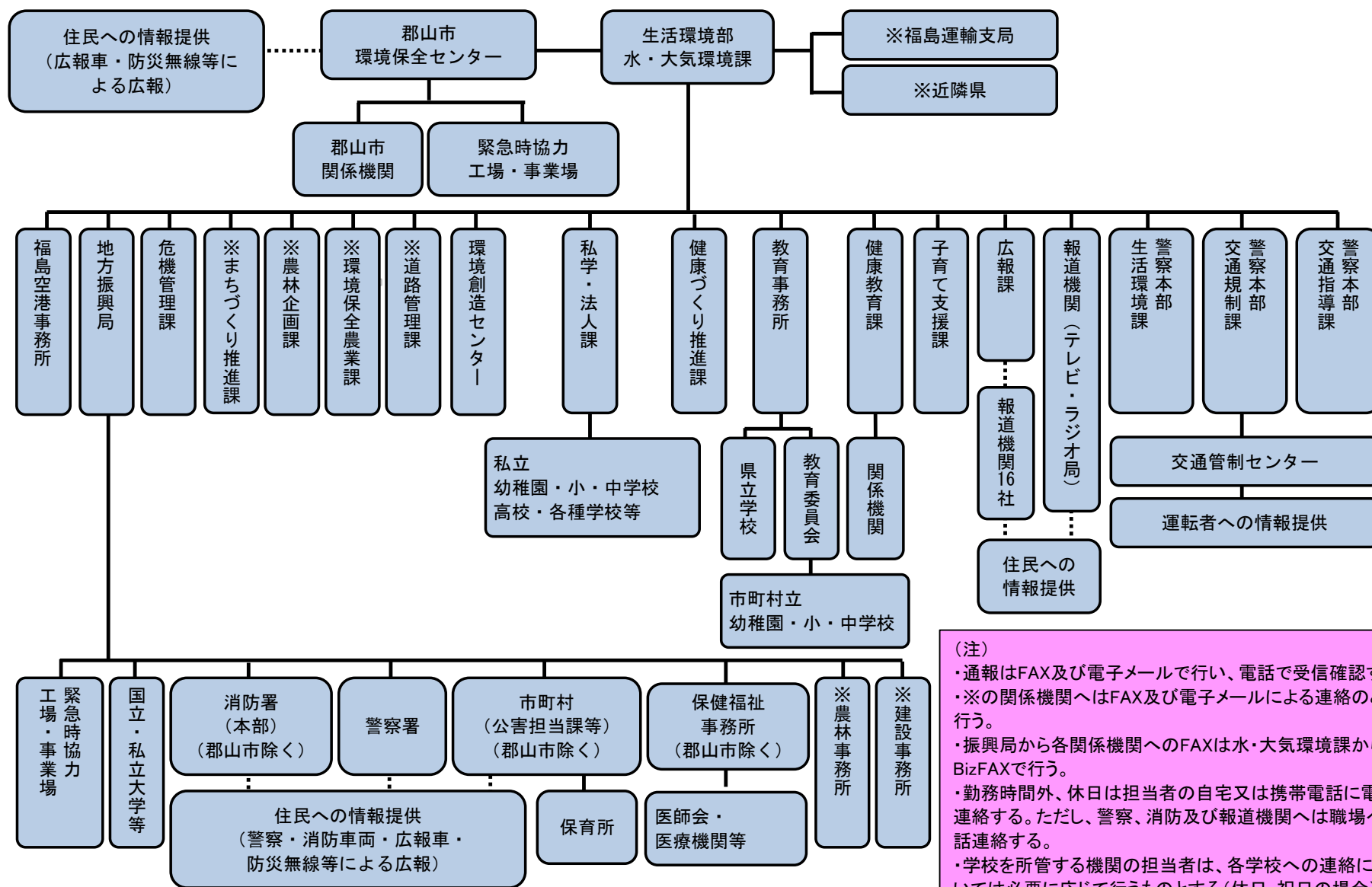
(注)
 ・通報はFAX及び電子メールで行い、電話で受信確認する。
 ・※の関係機関へはFAX及び電子メールによる連絡のみ行う。
 ・振興局から各関係機関へのFAXは水・大気環境課からBizFAXで行う。
 ・勤務時間外、休日は担当者の自宅又は携帯電話に電話連絡する。
 ただし、警察、消防及び報道機関へは職場へ電話連絡する。
 ・学校を所管する機関の担当者は、各学校への連絡については必要に応じて行うものとする(休日・祝日の場合)。

別表第5-2 注意報、警報又は重大警報発令時の連絡系統図(福島地域発令時)



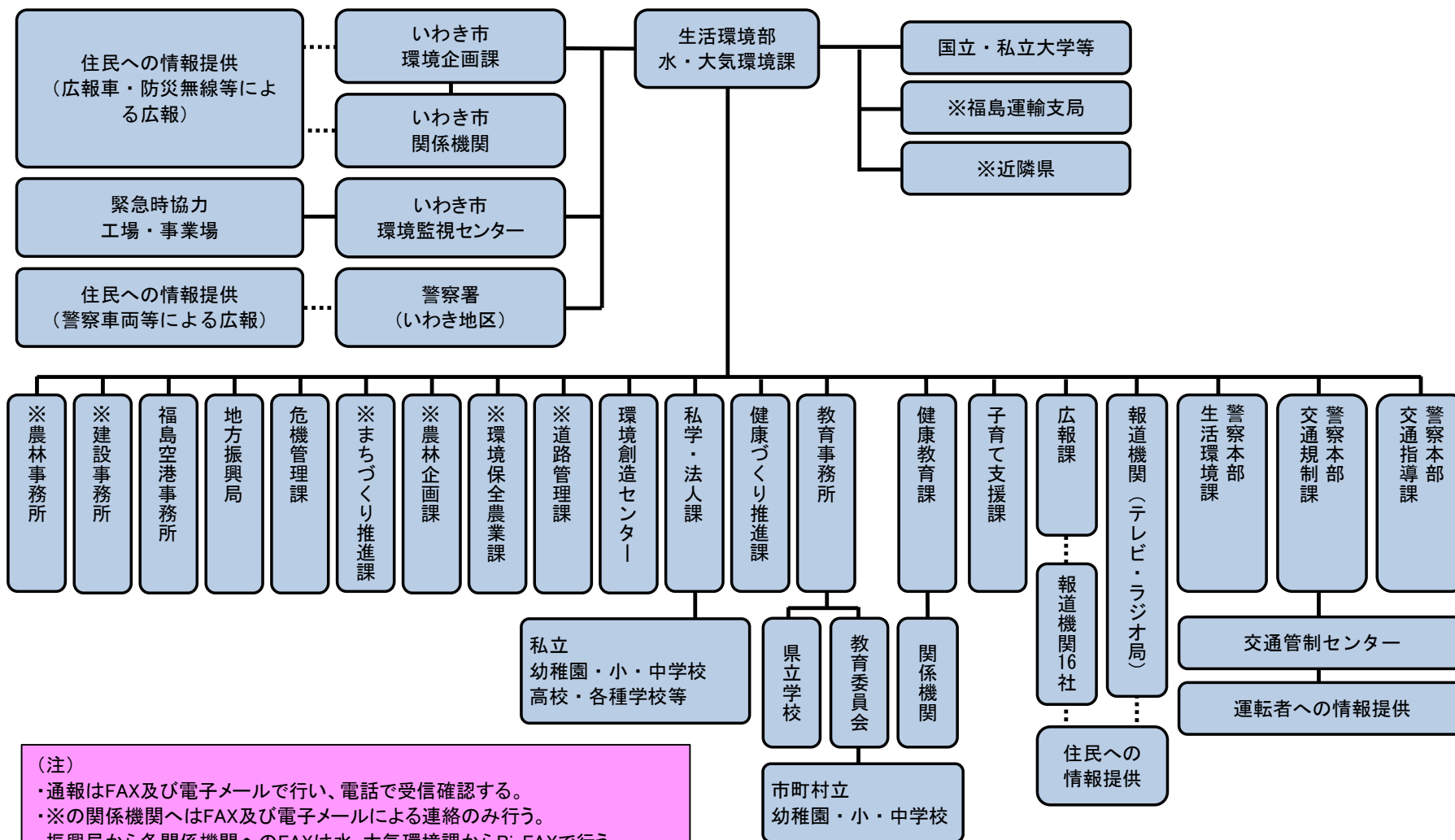
(注)
 ・通報はFAX及び電子メールで行い、電話で受信確認する。
 ・※の関係機関へはFAX及び電子メールによる連絡のみ行う。
 ・振興局から各関係機関へのFAXは水・大気環境課からBizFAXで行う。
 ・勤務時間外、休日は担当者の自宅又は携帯電話に電話連絡する。ただし、警察、消防及び報道機関へは職場へ電話連絡する。
 ・学校を所管する機関の担当者は、各学校への連絡については必要に応じて行うものとする(休日・祝日の場合)。

別表第5-3 注意報、警報又は重大警報発令時の連絡系統図(郡山地域発令時)



(注)
 ・通報はFAX及び電子メールで行い、電話で受信確認する。
 ・※の関係機関へはFAX及び電子メールによる連絡のみ行う。
 ・振興局から各関係機関へのFAXは水・大気環境課からBizFAXで行う。
 ・勤務時間外、休日は担当者の自宅又は携帯電話に電話連絡する。ただし、警察、消防及び報道機関へは職場へ電話連絡する。
 ・学校を所管する機関の担当者は、各学校への連絡については必要に応じて行うものとする(休日・祝日の場合)。

別表第5-4 注意報、警報又は重大警報発令時の連絡系統図(いわき地域発令時)



(注)
 ・通報はFAX及び電子メールで行い、電話で受信確認する。
 ・※の関係機関へはFAX及び電子メールによる連絡のみ行う。
 ・振興局から各関係機関へのFAXは水・大気環境課からBizFAXで行う。
 ・勤務時間外、休日は担当者の自宅又は携帯電話に電話連絡する。ただし、警察、消防及び報道機関へは職場へ電話連絡する。
 ・学校を所管する機関の担当者は、各学校への連絡については必要に応じて行うものとする(休日・祝日の場合)。

別表第6—1 緊急時の放送を依頼するテレビ局及びラジオ局
(注意報、警報又は重大警報発令時)

テレビ局	ラジオ局	地域ローカル局
日本放送協会福島放送局 福島テレビ(株) (株)テレビユー福島 福島中央テレビ(株) (株)福島放送	日本放送協会福島放送局 (株)ラジオ福島 (株)エフエム福島	福島コミュニティ放送(株) (株)エフエム会津 (株)いわき市民コミュニティー放送 喜多方シティエフエム(株) (株)郡山コミュニティ放送 MOT本宮

別表第6—2 緊急時の広報依頼内容
(注意報、警報又は重大警報発令時)

発令区分	広報内容 (例)
光化学スモッグ注意報	<p>福島県から、本日〇〇時〇〇分、〇〇市町村に光化学スモッグ注意報が発令されました。</p> <p>福島県では次のように呼びかけています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓はできるだけ閉め、屋外に出ないようにしてください。 ・自動車の使用はできるだけ控えてください。 ・体の弱い方や病気の方は、室内で安静を保ってください。 ・目や喉に刺激を感じた時は、ただちに洗眼やうがいをし、最寄りの保健福祉事務所又は保健所、地方振興局、市町村役場に連絡してください。
光化学スモッグ警報又は重大警報	<p>*その都度、必要に応じ下記から依頼すべき内容を選択して依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目や喉に刺激を感じた時は、ただちに洗眼やうがいをし、最寄りの保健福祉事務所または保健所、地方振興局、市町村役場に連絡してください。 ・ぜんそく、呼吸器疾患、特異体質の方は、外出しないようにしてください。 ・学校、幼稚園、保育所などでは、屋外運動を中止してください。 ・一般の方もなるべく屋外に出ないようにしてください。 ・不要不急の車の使用は控えてください。 ・植物に異常を認めた場合は、最寄りの農林事務所、建設事務所、市町村役場に連絡してください。 ・屋外燃焼は中止してください。
硫黄酸化物注意報、警報又は重大警報	

別表第7 工場・事業場に対する措置

1 光化学スモッグ

区分	措置の内容
光化学スモッグ 予報	燃料の使用量の削減準備及びVOCの排出量の削減準備の協力を要請する。また、廃棄物等の不要不急の焼却自粛の準備を要請する。
光化学スモッグ 注意報	燃料の通常使用量の概ね20%の削減協力及びVOCの排出量の削減協力を要請する。また、廃棄物等の不要不急の焼却自粛を要請する。
光化学スモッグ 警報	燃料の通常使用量の概ね40%の削減協力及びVOCの排出の自粛を要請する。
光化学スモッグ 重大警報	燃料の通常使用量の概ね40%の削減を命令する。

(注)

- (1) 工場・事業場に対する削減要請は、日没をもって解除する。また、午後5時30分以降の「注意報」発令時の関係工場等に対する削減要請は行わない。
- (2) 病院は例外とし、燃料削減協力要請は行わないこととする。

2 硫黄酸化物

区分	措置の内容
硫黄酸化物 予報	ばい煙（硫黄酸化物）排出量の削減協力の準備を要請する。
硫黄酸化物 注意報	ばい煙（硫黄酸化物）の通常排出量の概ね20%削減協力を要請する。
硫黄酸化物 警報	ばい煙（硫黄酸化物）の通常排出量の概ね50%削減協力を要請する。
硫黄酸化物 重大警報	ばい煙（硫黄酸化物）の通常排出量の概ね80%削減を命令する。

(注)

- (1) 上記にかかわらず、当該工場・事業場の設置者と福島県、福島市、郡山市又はいわき市が締結する公害防止協定等で別に定めがあるときは、その定めによる。
- (2) 硫黄酸化物について、他県の測定結果等から火山の噴火等自然現象によるものと推定される場合には、原則として工場・事業場に対する措置は行わない。
ただし、いわき市が別に定めた要綱により行う予報等の措置を妨げるものではない。
- (3) 病院は例外とし、燃料削減協力要請は行わないこととする。

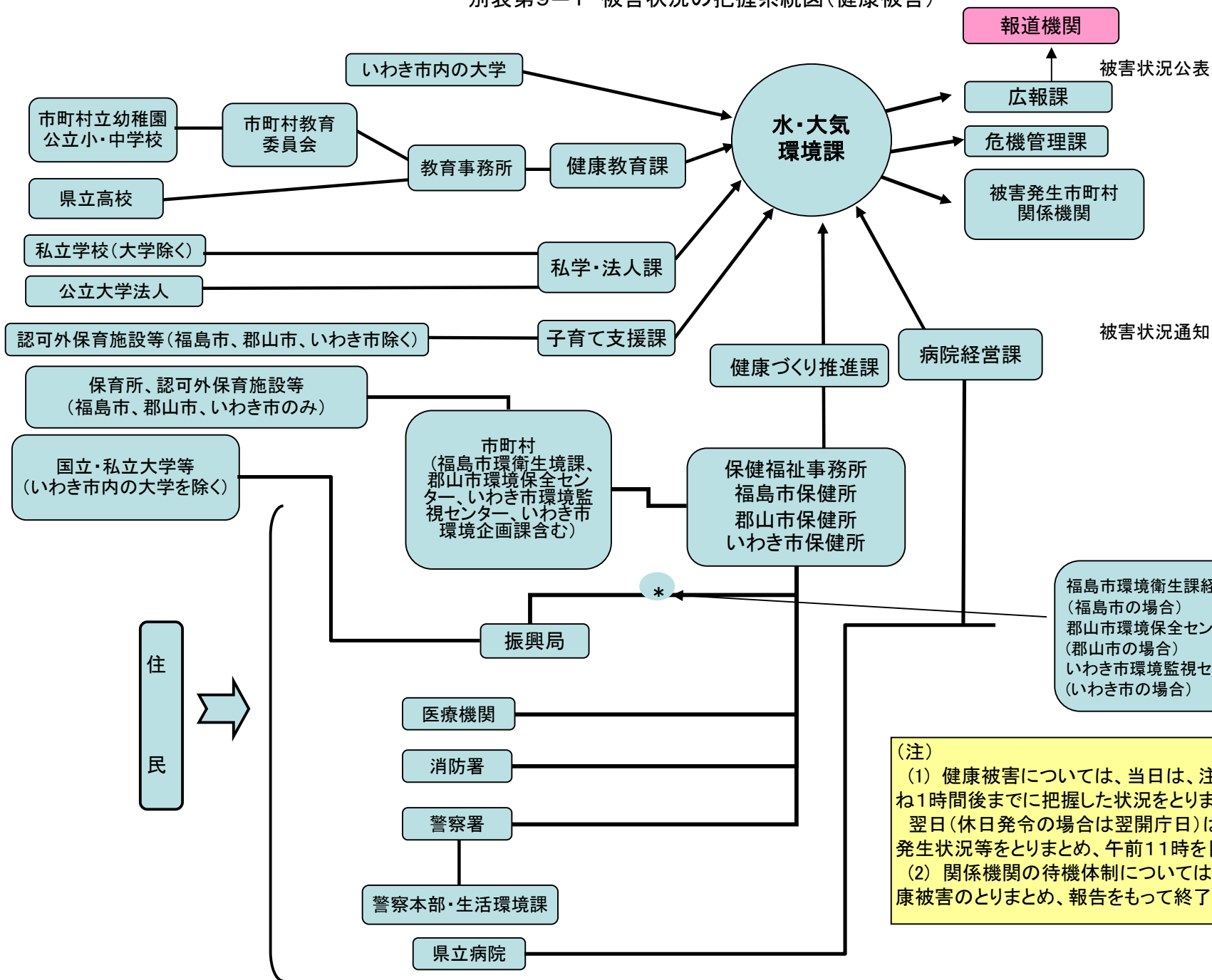
別表第8 緊急時（注意報、警報又は重大警報発令）の関係機関等の措置

実施機関	措置内容
生活環境部水・大気環境課	①関係機関、報道機関（テレビ・ラジオ局）への発令及び解除の通報 ②関係機関等との連絡調整 ③被害状況、措置内容を取りまとめ、公表 ④近隣県の光化学スモッグ発生状況等の情報収集 ⑤X, Yahoo! 防災速報等での情報提供 < 重大警報発令時 > 公安委員会への交通規制要請 （振興局協議）
地方振興局	①市町村、関係機関、緊急時協力工場等への発令及び解除の通報 ②市町村、関係機関、緊急時協力工場等との連絡調整 ③健康被害について、保健福祉事務所（または福島市環境衛生課・郡山市環境保全センター・いわき市環境監視センター）へ報告 < 重大警報発令時 > 公安委員会への交通規制要請 （水・大気環境課協議）
環境創造センター	①近隣県の光化学スモッグ発生状況等の情報収集
市町村	①保育所等への通報 ②住民への情報提供（広報車、防災無線等による広報） ③健康被害について、保健福祉事務所（または福島市保健所、郡山市保健所・いわき市保健所）へ報告
消防署（本部）	① 住民への情報提供（消防車両による広報） ※避難地域等を有する地域においては、消防活動の弾力性を維持するため、市町村と振興局で協議の上、消防車両による広報を省略することができることとする。 ②健康被害について、保健福祉事務所（または福島市保健所、郡山市保健所・いわき市保健所）へ報告
警察本部・生活環境課 （警察署） 警察本部・交通規制課 （交通管制センター） 警察本部・交通指導課	①住民への情報提供（交通情報板等による広報） ②大型車両の通行規制等の交通規制、渋滞解消のための交通整理等 ③健康被害について、保健福祉事務所（または福島市保健所、郡山市保健所、いわき市保健所）へ報告 < 重大警報発令時 > 必要により、公安委員会による交通規制の実施
福島地方環境事務所	① 受注者への情報提供
健康づくり推進課	①住民からの健康被害相談等への対応 ②健康被害状況を取りまとめの上、水・大気環境課へ報告 ③医師会、医療機関へ受け入れ態勢の要請（保健福祉事務所等から要請があった場合）

実施機関	措置内容
保健福祉事務所 福島市保健所 郡山市保健所 いわき市保健所	①医師会、医療機関等への通報 ②住民からの健康被害相談等への対応 ③救急車両の出動要請に備え、救急病院等の医療機関へ受け入れ態勢を要請 ④健康被害状況を健康づくり推進課へ報告
病院経営課	①県立病院等へ受け入れ態勢の要請（保健福祉事務所等から要請があった場合） ②県立病院等からの健康被害状況を取りまとめの上、水・大気環境課へ報告
広報課	①報道機関（県政記者クラブ）への公表
子育て支援課	①認可外保育施設等への通報 ②健康被害状況を取りまとめ、水・大気環境課へ報告
県立病院	①住民からの健康被害相談等への対応 ②健康被害状況を病院経営課へ報告
福島空港事務所	①空港利用者への情報提供
健康教育課 教育事務所 教育委員会 私学・法人課	①所管の学校等への通報 ②屋外活動の児童・生徒の体調把握、健康被害への適切な対応の指導 ③健康被害が生じた学校等への指導、連絡調整 ④健康被害状況の主管課への報告 ⑤健康被害状況を取りまとめの上、水・大気環境課へ報告（健康教育課、私学・法人課） < 重大警報発令時 > 屋内退避指示の徹底
農林企画課 環境保全農業課 農林事務所 道路管理課 まちづくり推進課 建設事務所	①植物（街路樹、都市公園樹木等を含む）、農作物被害の調査（必要に応じて実施） ②植物、農作物被害状況を主管課へ報告（農林、建設事務所） ③植物、農作物被害状況を取りまとめの上、水・大気環境課へ報告（主管課）

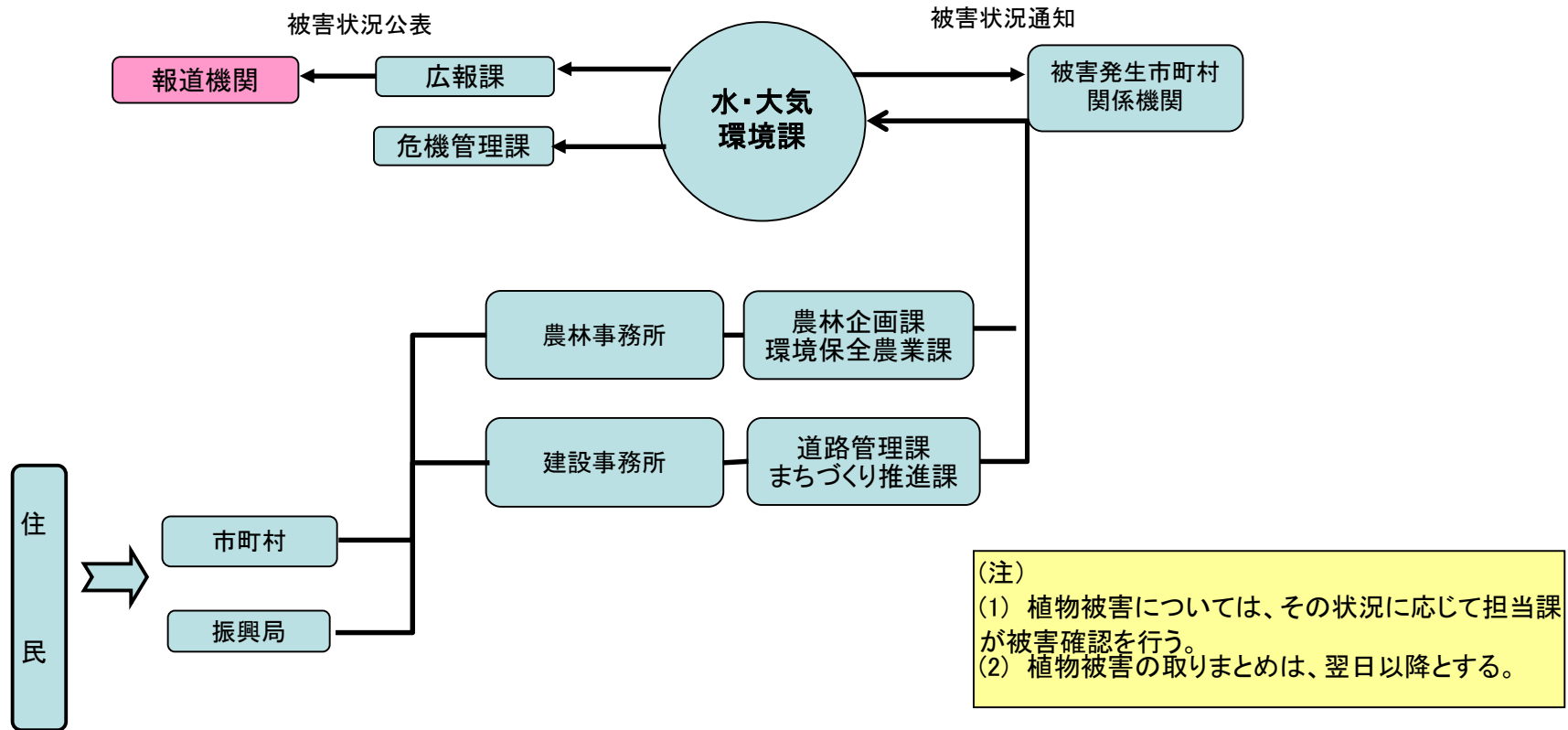
(注) 硫黄酸化物にあつては、上記に準ずる。

別表第9-1 被害状況の把握系統図(健康被害)



(注)
 (1) 健康被害については、当日は、注意報等の解除後、概ね1時間後までに把握した状況を取りまとめて報告する。
 翌日(休日発令の場合は翌開庁日)は、新たに把握した被害発生状況等を取りまとめ、午前11時を目途に報告する。
 (2) 関係機関の待機体制については、注意報の解除又は健康被害のとりまとめ、報告をもって終了する。

別表第9—2 被害状況の把握系統図(植物被害)



別表第 10—1 関係機関等

1 本庁関係機関

	機関名
本庁関係 機関	福島地方気象台 福島地方環境事務所 東北運輸局福島運輸支局 広報課 私学・法人課 健康づくり推進課 子育て支援課 農林企画課 環境保全農業課 道路管理課 まちづくり推進課 病院経営課 健康教育課 警察本部生活環境課 警察本部交通規制課 警察本部交通指導課 危機管理課 環境創造センター 福島空港事務所
事務局	生活環境部水・大気環境課

2 関係出先機関

	機関名
関係 出先機関	保健福祉事務所 福島市保健所 郡山市保健所 いわき市保健所 農林事務所 建設事務所 教育事務所 警察署 消防署（本部） 市町村 いわき地方振興局（いわき市の場合）
事務局	地方振興局（いわき市の場合は、水・大気環境課）

別表第 10—2 関係機関等の事前対策

関係機関等	事前対策の内容
水・大気環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 大気汚染の常時監視 <ul style="list-style-type: none"> ・常時監視測定局による大気の常時監視 ・隣接県の光化学スモッグ状況等の情報収集 2 関係機関との協力態勢の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・連絡会開催による関係機関への協力依頼 ・連絡体制の確立及び通報連絡訓練の実施 3 報道機関へ広報の協力依頼 4 固定発生源対策 <ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業場に対する窒素酸化物、VOCの排出抑制等の指導 ・発令時における排出量削減についての協力依頼 5 自動車対策 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車販売・整備関係団体との連携による自動車の適正整備、適正利用の普及啓発 6 一般住民対策 <ul style="list-style-type: none"> ・光化学スモッグに関する知識と、発令時の対応等に関する知識の普及啓発
地方振興局	<ol style="list-style-type: none"> 1 大気汚染の常時監視 <ul style="list-style-type: none"> ・常時監視測定局による大気の常時監視 ・移動測定車による調査（環境創造センターとの協力による） 2 関係機関の協力態勢の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・連絡会開催による関係機関への協力依頼 ・連絡体制の確立及び通報連絡訓練の実施 ・固定発生源となる工場・事業場への協力依頼 3 固定発生源対策 <ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業場に対する窒素酸化物、VOCの排出抑制等の指導。 ・発令時における排出量削減について具体的な協力態勢の確立 4 広報態勢の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・警察、消防等、市町村との連携による対象地域ごとの広報態勢の確立 5 一般住民対策 <ul style="list-style-type: none"> ・光化学スモッグに関する知識と、発令時の対応等に関する知識の普及啓発
環境創造センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 大気汚染の常時監視 <ul style="list-style-type: none"> ・常時監視測定局による大気の常時監視 ・隣接県の光化学スモッグ状況等の情報収集 ・移動測定車による調査

関係機関等	事前対策の内容
市町村	1 広報態勢の確立 ・警察、消防、地方振興局との連携による対象地域ごとの広報態勢の確立 2 一般住民対策 ・光化学スモッグに関する知識と、発令時の対応等に関する知識の普及啓発
福島地方気象台	1 気象状況の常時監視 ・関係機関からの問合せに応じて気象状況の解説
消防署（本部）	1 広報態勢の確立 ・市町村、警察、地方振興局との連携による対象地域ごとの広報態勢の確立
警察本部 生活環境課 交通規制課 交通指導課 警察署	1 自動車対策 ・運転者に対する光化学スモッグ発生時の対応等に関する普及啓発（不要不急の自動車使用の自粛等） 2 広報態勢の確立 ・市町村、消防、地方振興局との連携による対象地域ごとの広報態勢の確立
東北運輸局 福島運輸支局	1 自動車対策 ・運転者に対する光化学スモッグ発令時の対応等に関する普及啓発（不要不急の自動車使用の自粛等）
福島地方 環境事務所	1 受託者対策 ・受託者との連絡体制の確立
子育て支援課	1 認可外保育施設等対策 ・光化学スモッグに関する知識と、発令時の対応等に関する知識の普及啓発
教育事務所 教育委員会 私学・法人課 健康教育課	1 学校対策 ・教職員、児童生徒・学生に対する光化学スモッグに関する知識と、発令時の対応等に関する知識の普及啓発（屋外活動の中止等）
病院経営課 県立病院 健康づくり推進課 保健福祉事務所 福島市保健所 郡山市保健所 いわき市保健所	1 保健医療対策 ・医療機関等との連絡協力態勢の確立 ・健康相談等への態勢の確立 2 一般住民対策 ・光化学スモッグに関する知識と、発令時の対応等に関する知識の普及啓発
農林企画課 環境保全農業課 農林事務所 道路管理課 まちづくり推進課 建設事務所	1 植物・農作物対策 ・植物（街路樹及び都市公園樹木等を含む）、農作物被害の調査態勢の確立
福島空港事務所	1 空港利用者対策 ・空港利用者への情報提供体制の確立

様式1 (第8関係)

大気汚染緊急時の燃料使用量等減少措置実施計画の届出書

年 月 日

福島県知事 様

住 所

届出者 氏名又は名称
法人にあつては、その代表者の氏名

福島県大気汚染緊急時対策要綱第8の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		工場又は事業場の所在地	
燃料等の種類及び通常使用量			
ばい煙発生施設の定格能力（予備、非常用、休止を除く）の排出ガス量の合計			
ばい煙（硫黄酸化物）の通常排出量			
VOC排出施設の種類及び通常排出量	設置施設数 排出量（ ppmC× m ³ N/h ）		
減少措置実施計画の内容	区分	光化学スモッグ（燃料使用量の削減、VOCの排出量の削減措置等）	硫黄酸化物（ばい煙排出量の削減措置等）
	予報		
	注意報		
	警報		
	重大警報		
緊急時の担当課、担当者、電話番号、措置の実施状況の確認方法等			

備考

- 1 ばい煙発生施設及びVOC発生施設が多数ある場合は、施設の種類及び施設番号毎に減少措置実施計画を別表にまとめる。
- 2 記載内容に変更が生じた場合は、その都度管轄する地方振興局に提出してください。

光化学スモッグ健康被害調査票

記入年月日・時刻： 年 月 日 時 分

学校・機関等の名称	
所在地	
記入者名	
電話・FAX番号	
被害発生年月日	年 月 日 午前・午後 時 分～ 時 分
被害届出者の分類	乳幼児 (男 人、女 人) 大学生 (男 人、女 人) 小学生 (男 人、女 人) 教職員 (男 人、女 人) 中学生 (男 人、女 人) 一般住民 (男 人、女 人) 高校生 (男 人、女 人)
被害の状況 (重複回答可)	目のちかちか (人) せきが出る (人) 目の痛み (人) 息苦しい (人) 涙が出る (人) めまい (人) のどの痛み (人) 手足のしびれ (人) たんが出る (人) その他 (頭痛、吐気、脱力感、熱感など) 症状： (人)
被害発生時の 活動状況	(どこで何をしていたか、授業、行事、クラブ活動等の状況を記入)
処置方法	(洗眼、うがい、安静など具体的な方法を記入)
回復状況	(回復していない被害者の症状、人数を記入)
医師の診断を受けた場合または健康診断を行った場合	
医療機関名	
所見等	(臨床経過、臨床検査 (血圧、血液、尿、肝機能、肺機能検査など) 結果、治療内容を記入)

備考

- 1 この調査票は、学校単位又は〇〇市〇〇町など行政区画単位で1葉を作成してください。
- 2 記載内容について問い合わせる場合がありますので、各機関で別紙被害者一覧表を作成し保管願います。
- 3 被害者の把握は、自発的に症状を申し出た人を対象に行ってください。

硫黄酸化物 健康被害調査票

記入年月日・時刻： 年 月 日 時 分

学校・機関等の名称	
所在地	
記入者名	
電話・FAX番号	
被害発生年月日	年 月 日 午前・午後 時 分～ 時 分
被害届出者の分類	乳幼児 (男 人、女 人) 大学生 (男 人、女 人) 小学生 (男 人、女 人) 教職員 (男 人、女 人) 中学生 (男 人、女 人) 一般住民 (男 人、女 人) 高校生 (男 人、女 人)
被害の状況 (重複回答可)	目のちかちか (人) せきが出る (人) 目の痛み (人) 息苦しい (人) 涙が出る (人) めまい (人) のどの痛み (人) 手足のしびれ (人) たんが出る (人) その他 症状： (人)
被害発生時の 活動状況	(どこで何をしていたか、授業、行事、クラブ活動等の状況を記入)
処置方法	(洗眼、うがい、安静など具体的な方法を記入)
回復状況	(回復していない被害者の症状、人数を記入)
医師の診断を受けた場合または健康診断を行った場合	
医療機関名	
所見等	(臨床経過、臨床検査(血圧、血液、尿、肝機能、肺機能検査など)結果、治療内容等を記入)

備考

- 1 この調査票は、学校単位又は〇〇市〇〇町など行政区画単位で1葉を作成してください。
- 2 記載内容について問い合わせる場合がありますので、各機関で別紙被害者一覧表を作成し保管願います。
- 3 被害者の把握は、自発的に症状を申し出た人を対象に行ってください。

光化学スモッグ・硫黄酸化物 植物被害等調査票

作成機関		作成者	
発生年月日	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 時 分		
発生場所	市 町		
被害の分類	農作物 街路樹 その他 ()		
被害状況等	植物名	規模 (面積、本数) 等	被害状況、症状等
その他	(届出した個人、団体等の住所、名称、氏名その他)		

備考

- 1 この様式は発生場所ごとに記載し、〇〇市〇〇町など行政区画単位、又は個人、団体等から被害届出があった場合は、届出ごと1葉として作成する。
- 2 被害発生場所付近の見取り図、被害発生状況の図面等を添付する。

